十四級地	
北海道	小樽市
宮城県	名取市、多賀城市
茨城県	龍ヶ崎市、筑西市
栃木県	鹿沼市、小山市、大田原市
群馬県	前橋市、高崎市、太田市
埼玉県	熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、鳩山町、北川辺町、栗橋町、杉戸町
千葉県	野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、栄町
富山県	富山市
石川県	金沢市
福井県	福井市
長野県	長野市、松本市、諏訪市
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市
静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、豊山町、三好町
三重県	桑名市、名張市、伊賀市
滋賀県	彦根市、長浜市
京都府	木津町
大阪府	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町
兵庫県	加古川市、三木市
奈良県	桜井市、生駒市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町
和歌山県	橋本市
広島県	廿日市市、海田町、坂町
山口県	下関市（旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町を除く。）、周南市
香川県	高松市
福岡県	久留米市（旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潴町を除く。）、飯塚市（旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町及び旧頴田町を除く。）、筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、宇美町、粕屋町

その他	全ての都道府県	一級地から十四級地まで以外の地域

備考　この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

○国土交通省告示第二百五十三号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年三月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

2の表一般会計の項中

沖縄振興交付金事業推進費	沖縄振興公共投資交付金

を

沖縄振興交付金事業推進費	沖縄振興公共投資交付金	
社会資本総合整備事業費	防災・安全社会資本整備交付金	
離島振興事業費		
北海道開発事業費		
沖縄開発事業費		

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十四年度の予算に係る補助金等から適用する。

○国土交通省告示第二百五十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　九州縦貫自動車道宮崎線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮崎市清武町大字今泉字鶴田甲三一二一番一から同市清武町大字今泉字内平甲二二一五番二まで	前	最大　三五六（メートル） 最小　二六	一、五一五（メートル）
	後	最大　三五六 最小　三〇	

○国土交通省告示第二百五十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏